# 男女共同参画社会づくりのための意識調査

ダイジェスト版

2016年（平成28年）3月

臼杵市

# はじめに

市民の皆様には日頃より、臼杵市の男女共同参画推進事業の取組みに関して、多大なるご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

国は男女共同参画社会の実現を「２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

全国的かつ本格的な人口減少や高齢化が進む中、家庭・職場・地域における、結婚・出産・育児・介護といった数々のライフイベントに伴う課題は、もはや女性だけのものではなく、職業生活も男性のものだけではありません。男女がお互いの人権を尊重し、多様な働き方や暮らし方が選択できる柔軟な社会づくりが求められています。

臼杵市においては、2007 年（平成 19 年）３月に策定した「臼杵市男女共同参画基本計画」と、2013 年（平成 25 年）４月に制定した「臼杵市男女共同参画推進条例」に基づき、市民、企業、臼杵市三者が連携し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進して参りました。本基本計画は２０１６（平成２８）年度をもって計画期間最終の１０年目を迎えます。

このたび、男女共同参画に関する臼杵市の意識や実態を把握し、「第２次臼杵市男女共同参画基本計画」（2016 年度策定予定）の基礎資料とするため、「臼杵市の男女共同参画社会づくりのための意識調査」を実施いたしました。

この報告書は、意識調査の結果を分析したものであり、今後、行政機関をはじめ関係団体及び地域の皆様に、幅広くご活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本調査を実施するにあたり、ご協力いただきました市民の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

2016 年（平成 28 年）３月

臼杵市長　中　野　五　郎

# ～臼杵市男女共同参画推進条例～

〔２０１３年（平成 25 年）３月２５日条例第２号〕

（目的）
第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、*基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推*進し、男女（みんな）がともに思いやり支えあう社会を実現することを目的とする。

（基本理念）
第３条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）
第５条　市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第６条　事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

# ～臼杵市男女共同参画基本計画～

目指すべき目標

## 『男女（みんな）がともに思いやり支えあう社会』

計画期間：２００７年（平成１９年）～２０１６年（平成２８年）の１０年間

### ■男女共同参画ってなに？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第２条）

■男女共同参画週間

毎年６月23日～６月29日

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画基本法の目的及び基本理念を国民の皆様により深く理解していただくために設けられた週間です。（内閣府男女共同参画局より）

■「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年11月12日～11月25日

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。（内閣府男女共同参画局より）

## 調査の目的

臼杵市の男女共同参画社会づくりの政策実現にむけ、社会情勢の変化や個人の生き方の多様化に伴う市民の意識・現状を把握するために実施しました。

さらには、「臼杵市男女共同参画基本計画」（2007年（平成19年）3月策定）の計画期間（10年間）終了に伴い、「第2次臼杵市男女共同参画基本計画」の基礎資料を得ることを目的としています。

## 調査の概要

●調査体制：根拠法令「臼杵市男女共同参画推進条例」第16条

●調査対象：2015年（平成27年）7月1日現在、臼杵市に住民票を有する20歳以上の市民から2,500人の男女を無作為抽出

●調査方法：郵送による調査

●実施期間：2015年（平成27年）8月1日～9月30日

●回収状況：

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 | 有効回答数 |
|---|---|---|---|---|
| 今回 | 2,500通 | 1,206通 | 48.2% | 1,206通 |
| 前回 | 1,500通 | 924通 | 61.6% | 924通 |

※前回調査：2005年（平成17年）9月実施

# 調査結果の概要

## 1. 男女共同参画社会について

### （1）性別によって役割を固定する考え方について（固定的性別役割分担意識）

「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。（○は１つ）

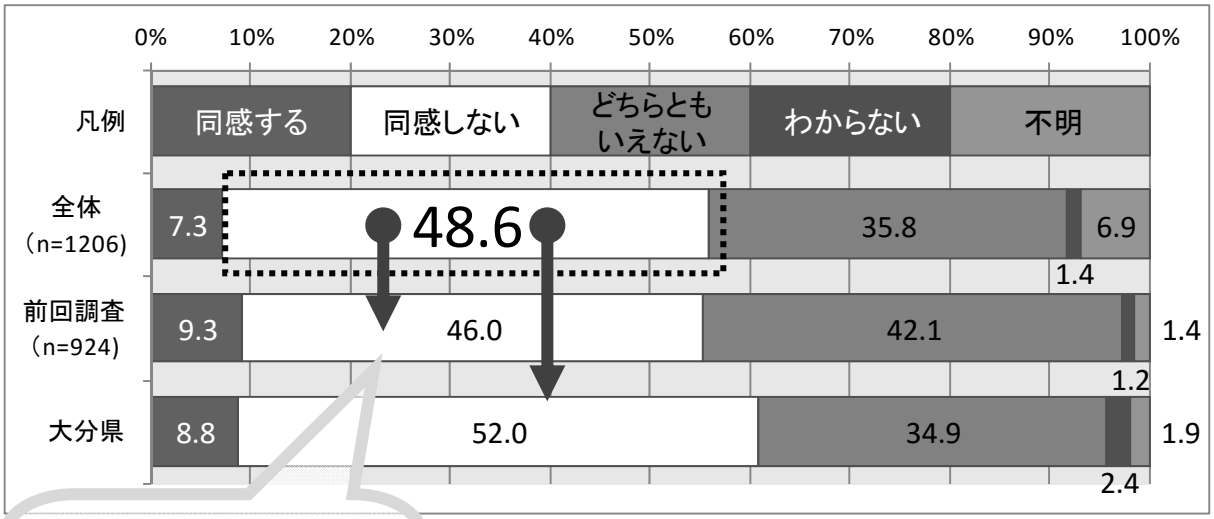


臼杵市全体では、前回調査からもあまり変化が見られませんでした。大分県の調査と比較しても低くなっています。

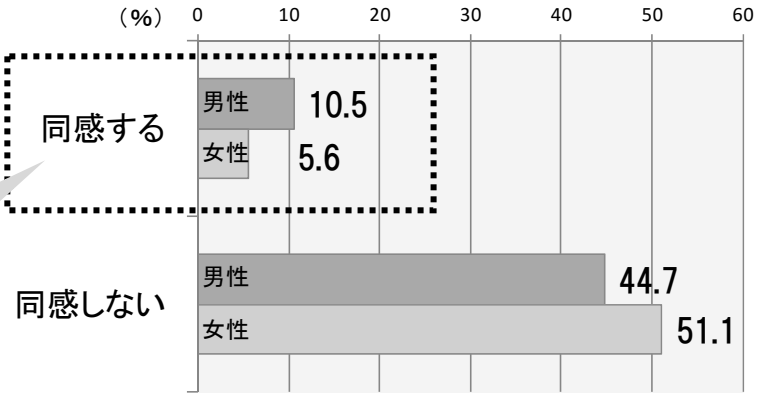


男性の方が、女性よりも「同感する」と回答した割合が高いことがわかります。

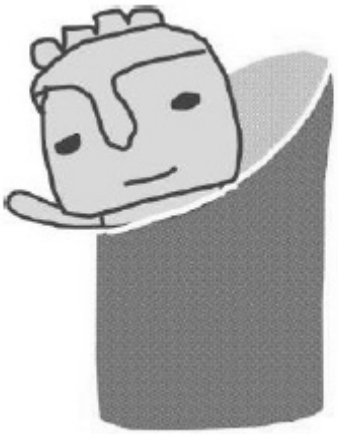

## （2）男女の地位の平等感について

あなたは社会や生活の中で、男女の地位は平等になっていると思いますか。（○は１つ）

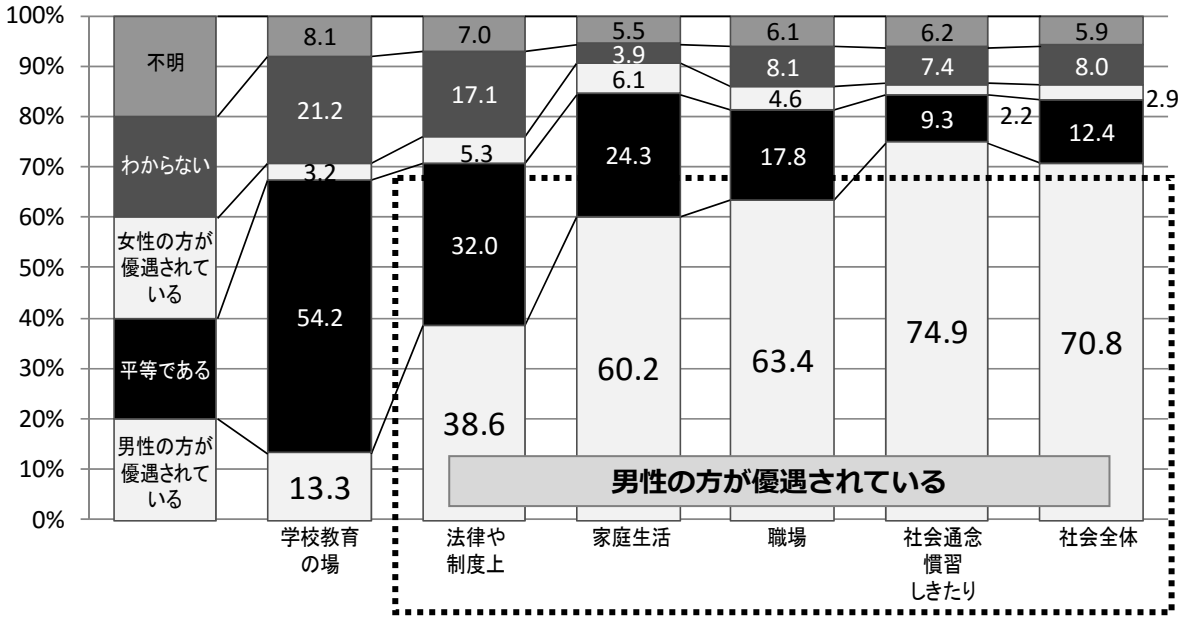


学校教育を除けば、社会の中の多くの場面で、男性が優遇されているという認識が依然として強いことがわかります。また、すべての項目において、女性のほうが「男性が優遇されている」と回答する割合が高くなっています。社会における男女の平等意識の向上にはいまだ多くの課題が残っていると考えられます。

## （3）家庭内の仕事の役割分担の現状と理想について

あなたの家庭では、次の役割を、主にどなたがされていますか（現状）。また、あなたの理想の分担はどのような形ですか。（○は１つ）

「食事のしたく」における役割分担について女性の回答の割合

**【現状】**

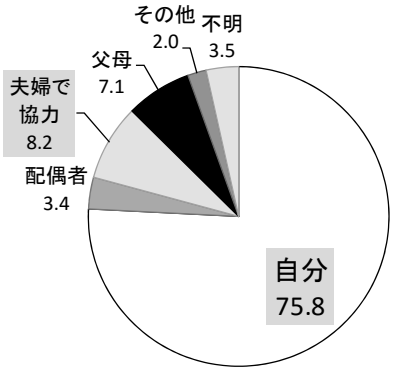


**【理想】**

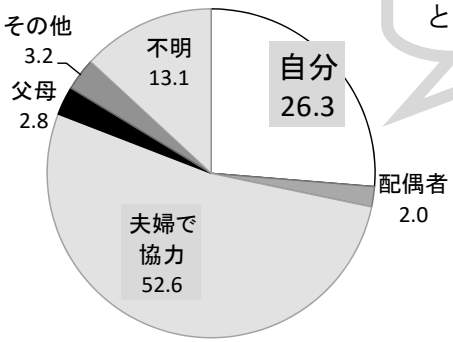


家庭における男女間の役割分担の現状は、理想よりも離れていることがわかりました。

日常の家事全般について、【現状】の役割分担は「自分または配偶者」のどちらかに偏っている状況がみられます。

## （4）男性の育児・介護休業の取得について

男性も育児・介護休業をとることができますが、このことについてあなたはどう思いますか。（○は１つ）

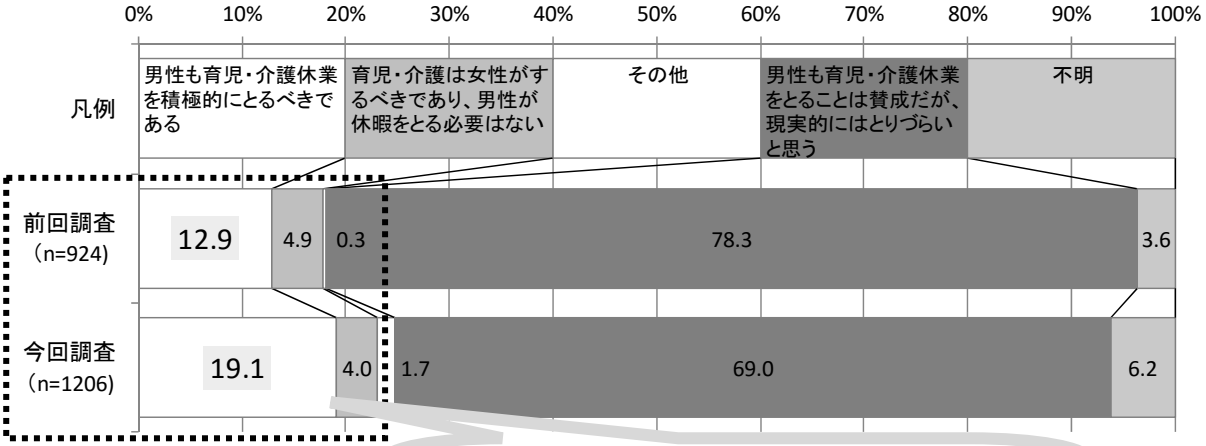


前回調査よりも、「積極的にとるべきである」と回答した割合が増加の傾向となっています。

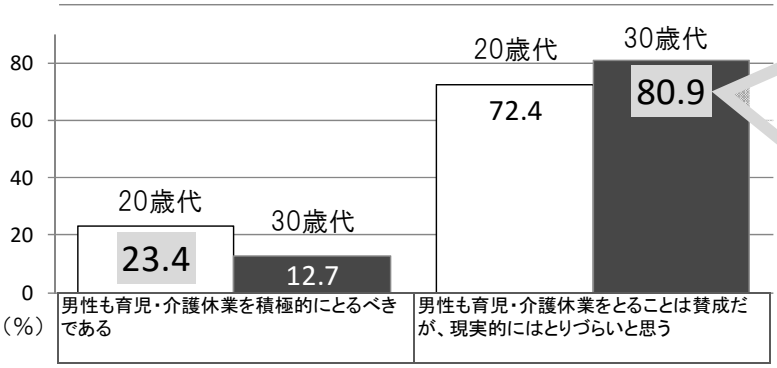


20 歳代では積極的に取るべきであるという意識が強いことがわかりますが、子育て世代である 30～40 歳代では消極的意見が約８割を占めています。

## （5）育児・介護休業が「現実的にとりづらい」と思う理由

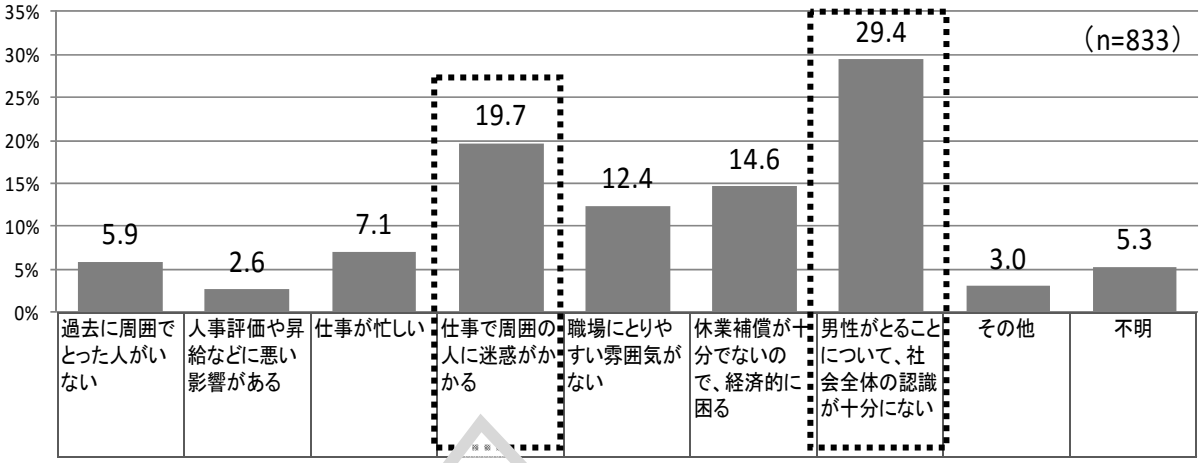


男性の育児・介護休業の取得に対する社会全体の風潮を高めることや職場での意識改革、休業補償等の経済的な支援制度など総合的な施策が必要です。

※休業補償のように経済的支援が必要とされる理由については、男女間における賃金格差等が男性の積極的な家庭参加を阻んでいる要因の一つとなっていることが挙げられます。

## （6）男女ともに、仕事と家庭生活の調和を実現するために必要なことについて

男女ともに、仕事と家庭生活の調和を実現していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は 3 つまで）

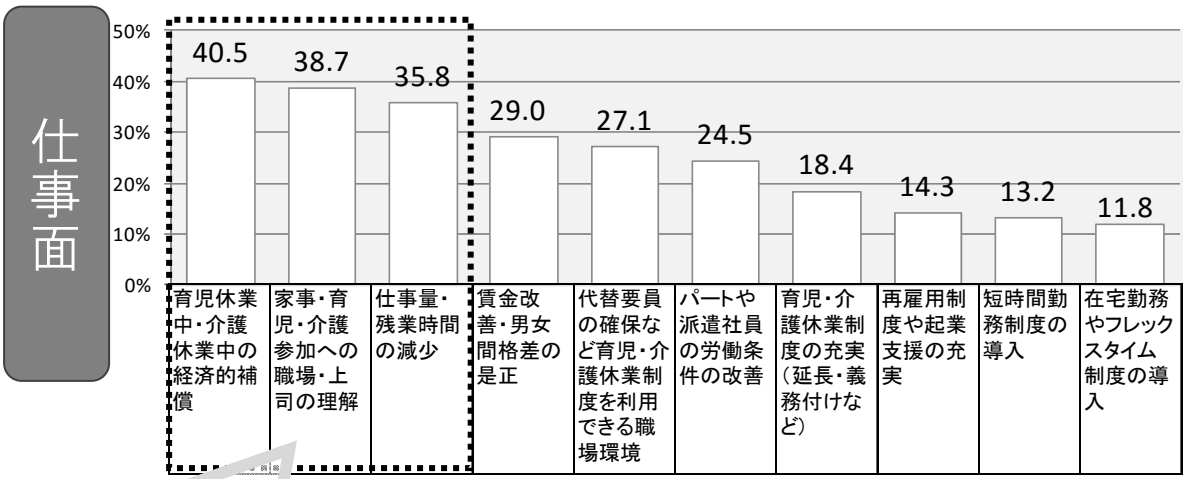


家庭との調和の実現のための要因として「経済面」「周囲の理解」「仕事における拘束時間」が主であることがわかります。

＜性別で差がみられるもの＞
●男性は「経済面」と「仕事量」
●女性は「職場・上司の理解」
が、回答の高い項目です。

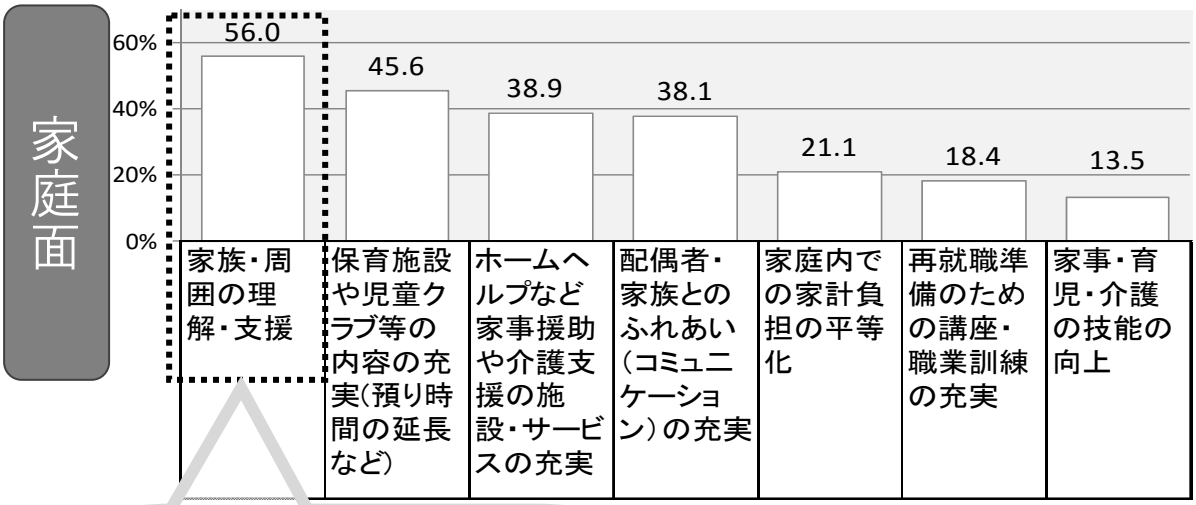


家庭面では、
「家族・周囲の理解と支援」が最も高くなっています。

＜年代で差がみられるもの＞
●20 歳代では、「保育施設や児童クラブ等の内容の充実」や「家庭内での家計負担の平等化」など、男女が対等に仕事と家庭を両立できる仕組みの整備や、「家事等の能力向上」の項目が高くなっています。

●30 歳代では、それらの回答割合は減少し、反対に「配偶者・家族とのふれあい」との回答が多くなっています。

## 2. 仕事・職場環境について

### （1）あなたと仕事の関係について

あなたと仕事の関係は次のどれですか？（○は一つ）※男女混合での結果です。

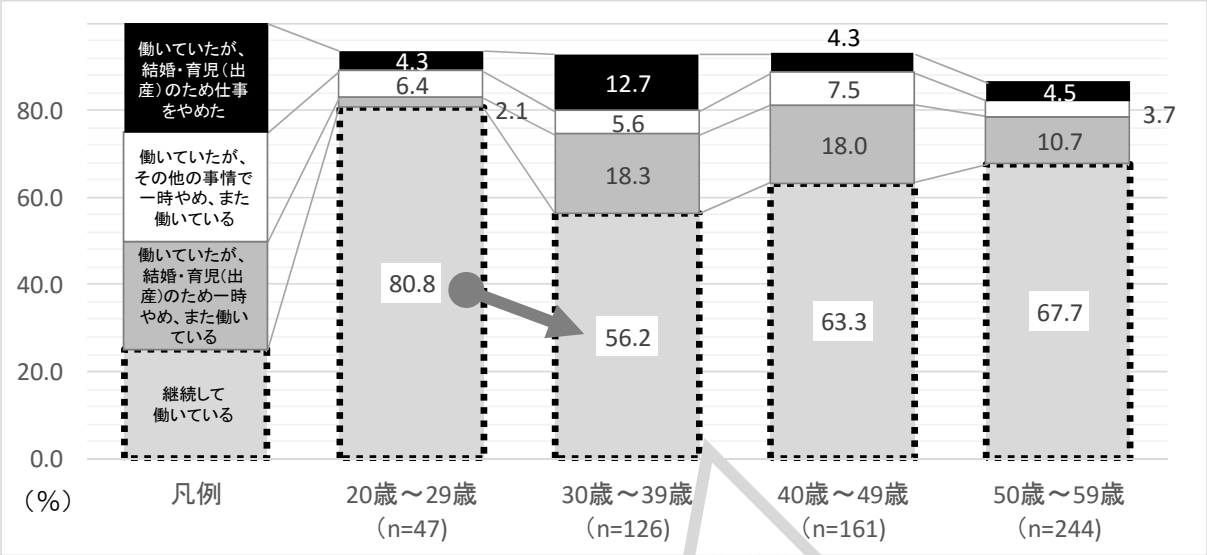


臼杵市においても継続した就労を希望する女性が、結婚や出産をしても仕事をやめることなく働き続けられる環境づくりが必要とされます。

30 歳代で継続して働く人の割合が 2 割減少するＭ字カーブの状況が表れています。

### （2）あなたの職場での性別による不平等の有無について

あなたの職場では、次の項目について、性別による不平等の有無がありますか。

仕事において、「賃金」「昇進・昇格」「雇用形態」等、様々な部分で性別による不平等があるとの回答がありました。

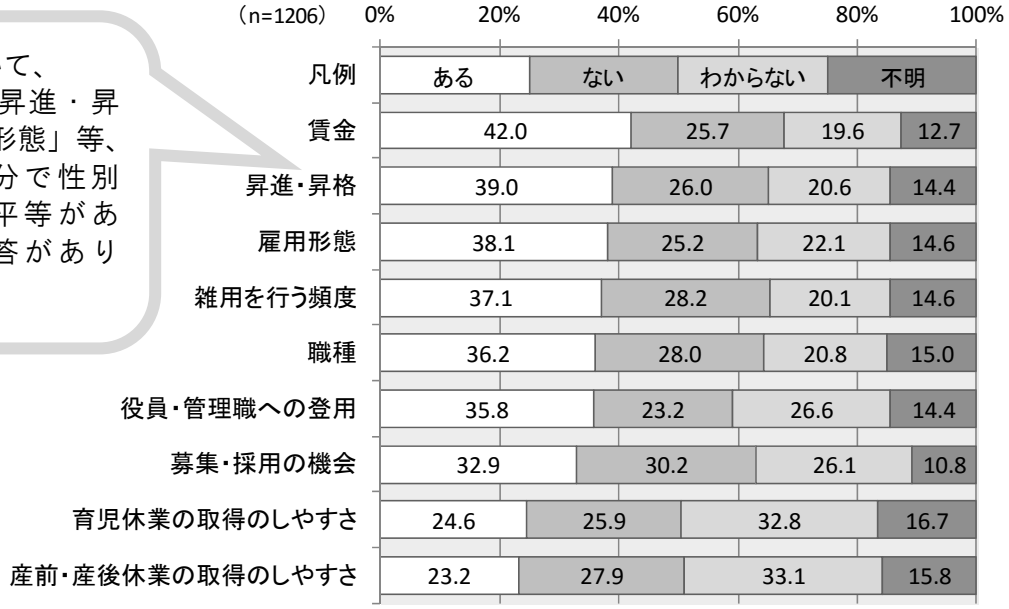


男女による不平等がない方がよいものについては、「結婚・妊娠・出産時に退職を促される」「女性は定年まで勤めにくい雰囲気がある」「役員・管理職への登用」が男女ともに高くなっています。

現状では仕事と家庭の両立が困難になること等により、昇進を望まない女性が多いことも、女性の役員・管理職登用が進まない原因の一つになっています。

## （3）育児休業や介護休業の取得状況について

あなたは育児休業や介護休業を取得したことがありますか。（○は一つ）

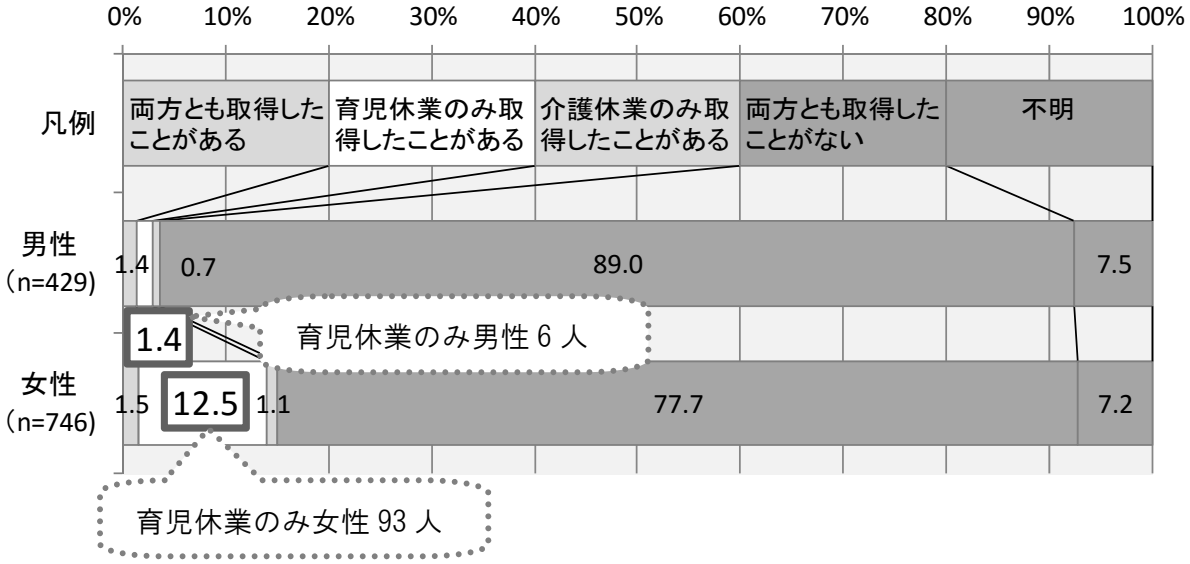


男女（みんな）で取り組んでみましょう

### ■男性の育児･介護休業取得のためのヒント

- 育児･介護休暇は**男女関係なく取得できる**という意識を持ちましょう。
- 「職場」で男性の育児･介護休暇取得が進むよう**支援体制を検討**し、**指導者が自ら実践**しましょう。
- 取得経験者が身近にいたらその**体験談や情報**を活用しましょう。

男女合わせても、育児休業のみ取得したことがある人は 1 割以内にとどまっています。

### ■女性の活躍推進のためのヒント

- 「家庭」では、家族みんなで**家事等を協力し合い**ましょう。
- 女性の「働きたい」「働き続けたい」という気持ちを叶えられるよう、**柔軟で多様な働き方が選択できる制度**を導入しましょう。

### ■多様な“働き方・暮らし方”を選択できる体制づくり

- 「家庭」「職場」「地域」のそれぞれにおいて、男女が希望する働き方・暮らし方を選択できるよう、**お互いに対する理解**を深めましょう。
- 「家庭」や「職場」で男性が家事･育児･介護に向き合う姿勢、女性が仕事に向き合う姿勢を、周囲が認め合える環境を醸成していきましょう。
- 地域社会を構成する一人ひとりが多様な働き方・暮らし方を選択できるよう、「職場」では少しずつ制度を整えていきましょう。

## ３.教育・地域活動について

### （１）子どもの教育について

子どもの学歴はどこまで必要だと思いますか。（○は一つ）

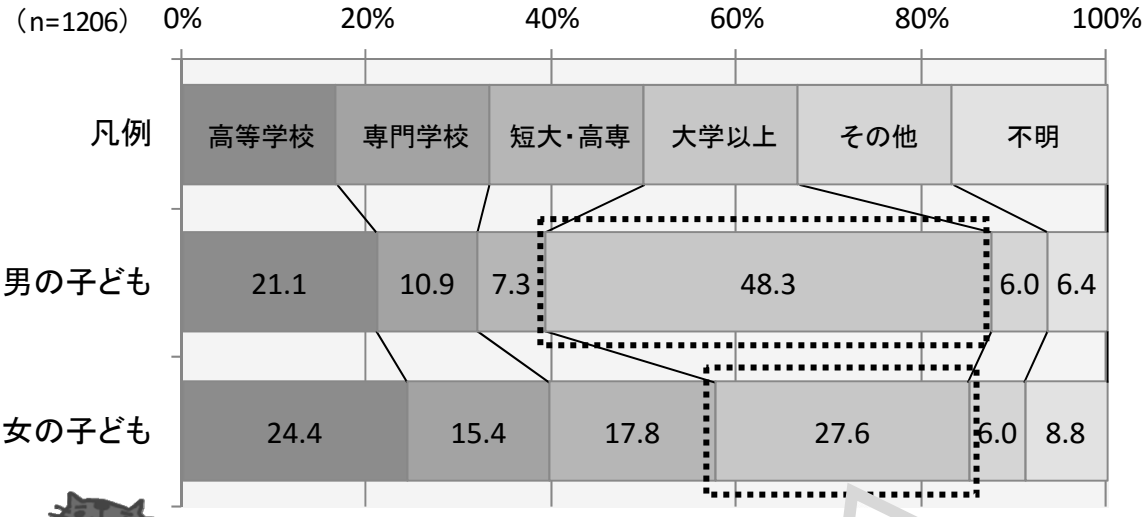

「大学以上の学歴が必要」との回答は、「男の子ども」と「女の子ども」で約２割も差があることがわかります。

### （２）子どもに身に付けてほしいことについて

家庭の中で子どもを育てる場合、子どもに身に付けてほしいことは何ですか。

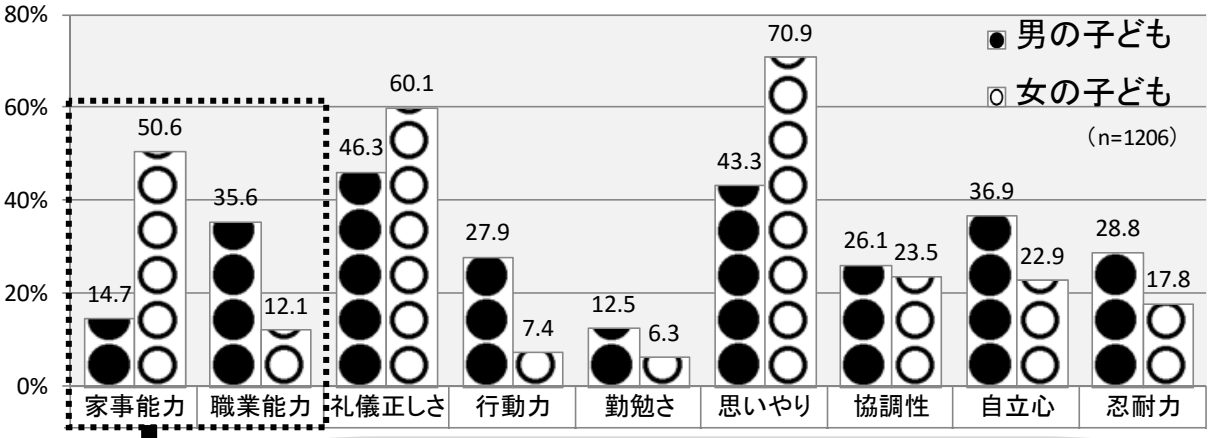


「家事能力」は家庭生活の代表的な項目として、
「職業能力」は仕事における代表的な項目として捉えられます。
この２つの項目に対する割合は、「男の子ども」「女の子ども」間で顕著に差が表れています。

男女が一人の人間として求められていることではなく、「男性」「女性」に求められる“役割”が無意識に反映されている結果であると言えます。

## （2）地域活動への参加について

あなたは地域社会において、現在どのような活動に参加していますか。また、今後どのような活動に参加したいですか。（○はいくつでも）

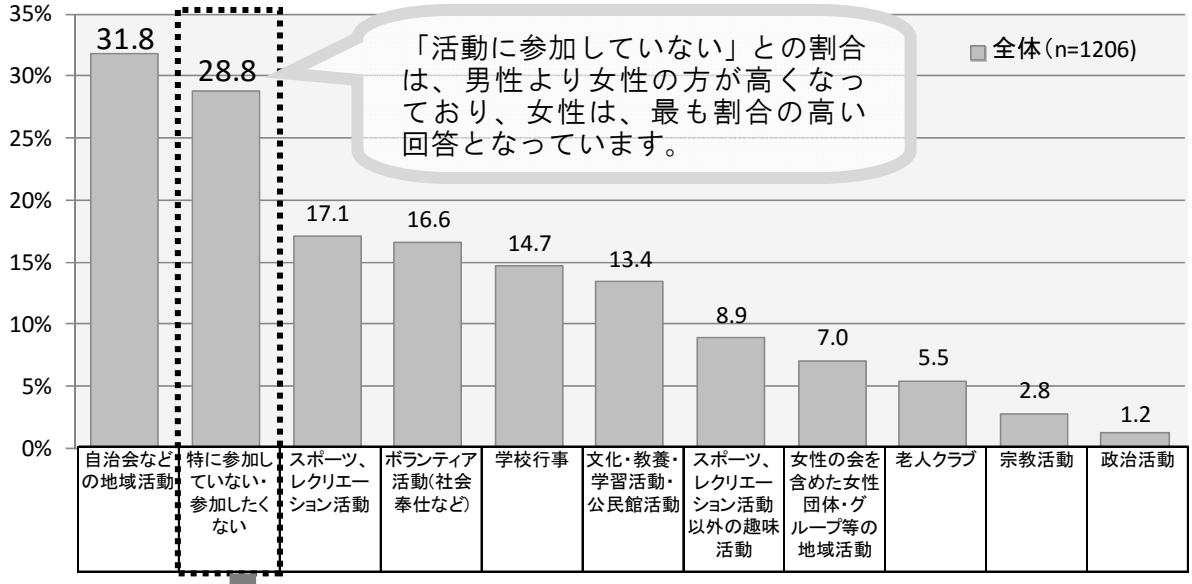


「活動に参加していない」との割合は、男性より女性の方が高くなっており、女性は、最も割合の高い回答となっています。

男性は女性よりも「自治会などの地域活動」への参加が多くなっています。

**「特に参加していない・参加したくない」**と答えた方におたずねします。あなたが、活動に参加していないのはどのような理由からですか。（３つまで回答）

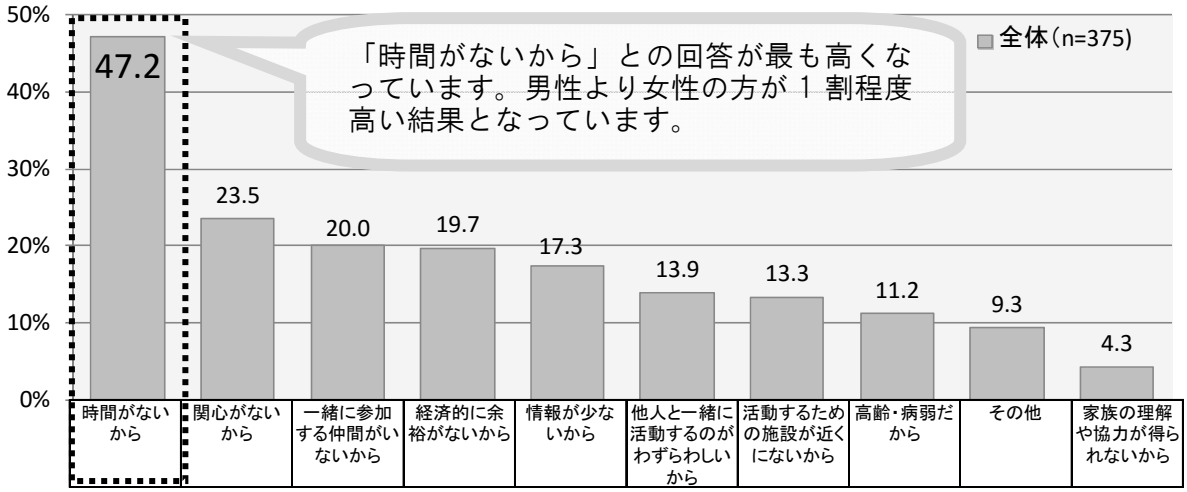


「時間がないから」との回答が最も高くなっています。男性より女性の方が１割程度高い結果となっています。

男性の場合は、**「関心がない」「他人と一緒に活動することがわずらわしい」**といった回答の割合が女性より高くなっています。

女性は**「一緒に参加する仲間がいない」「経済的に余裕がない」「家族の理解や協力が得られない」**といった回答の割合が男性より高くなっています。

自治会などの地域の集まりや作業の中で、女性も男性と共に参加したり、男性と同じように発言したりすることができにくい雰囲気や状況はあると思いますか。
（○は１つ）

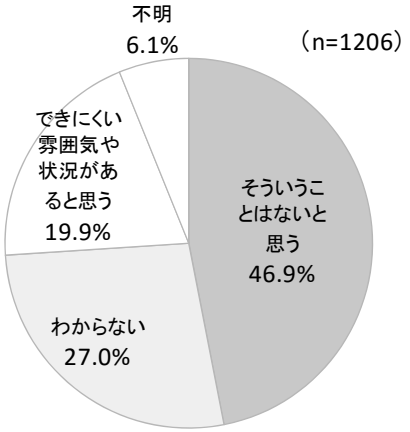


「できにくい雰囲気や状況があると思う」と答えた方におたずねします。それはどんな雰囲気や状況だと思いますか。（２つまで回答）

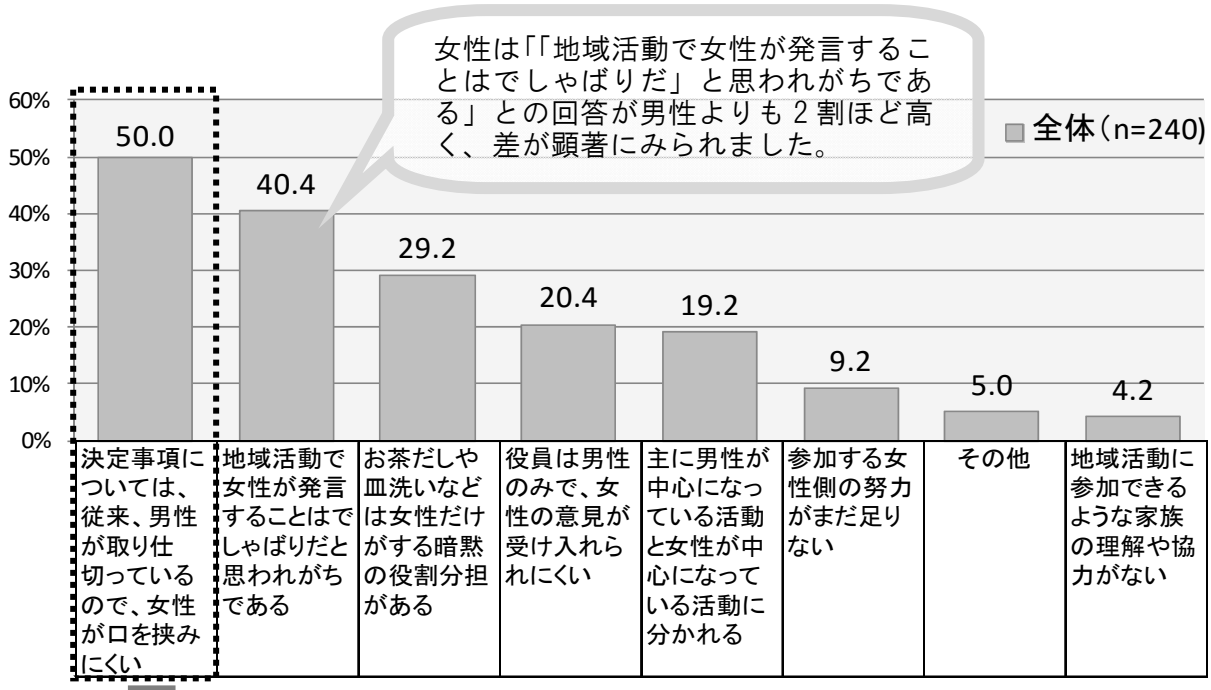


**「決定事項については、従来、男性が取り仕切っているので、女性が口を挟みにくい」**が最も高く、前回と変化はありませんでした。

自治会等の活動が男性優位の活動になっているという認識の傾向がみられます。

女性の積極的な参加を促しつつ、性別にかかわらず活動していけるよう男女それぞれの意識改善が必要です。

## ４．配偶者・恋人間の暴力（ＤＶ）について

### （１）ＤＶの認知度（各項目の回答の平均値を出しています。）

あなたの配偶者または恋人が、次の表にあげるようなことをした場合、あなたは、それを暴力だと思いますか。※各項目ごとに○は１つ

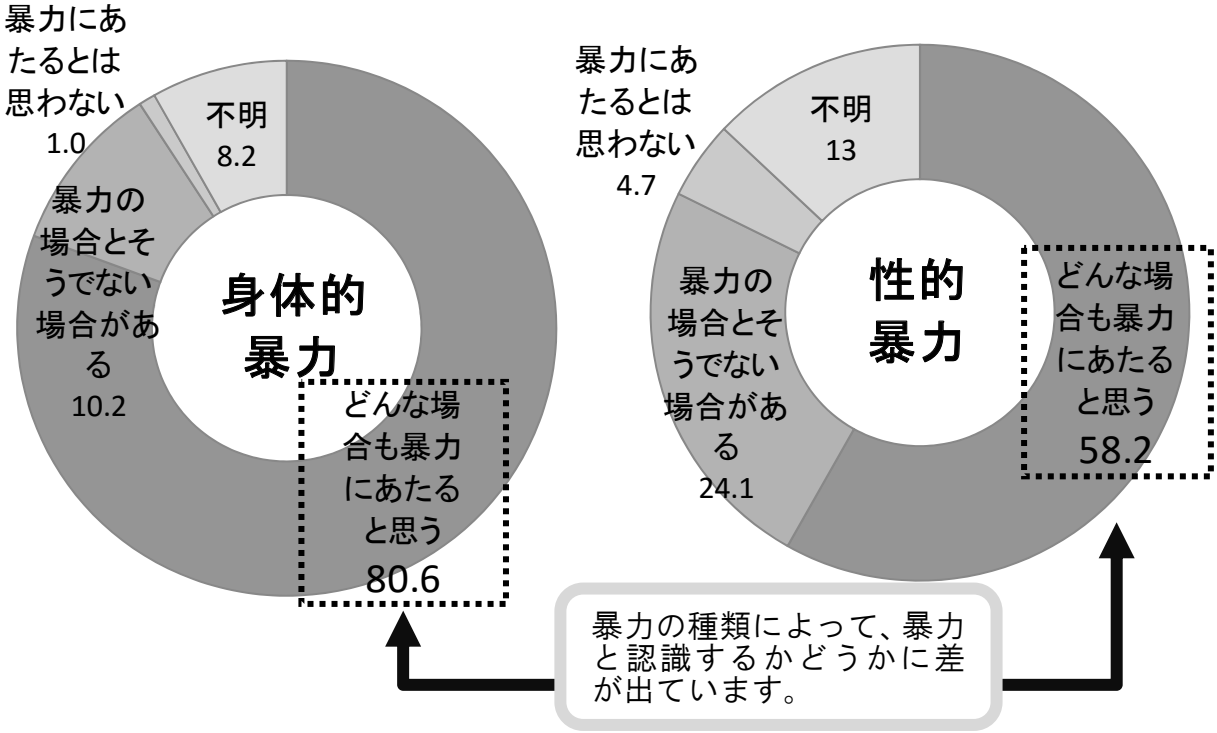


### （２）ＤＶの被害経験

あなたは、配偶者または恋人などの親密な男女の関係にある人との間で、次の項目のような経験はありますか。（各項目ごとに○は１つ）

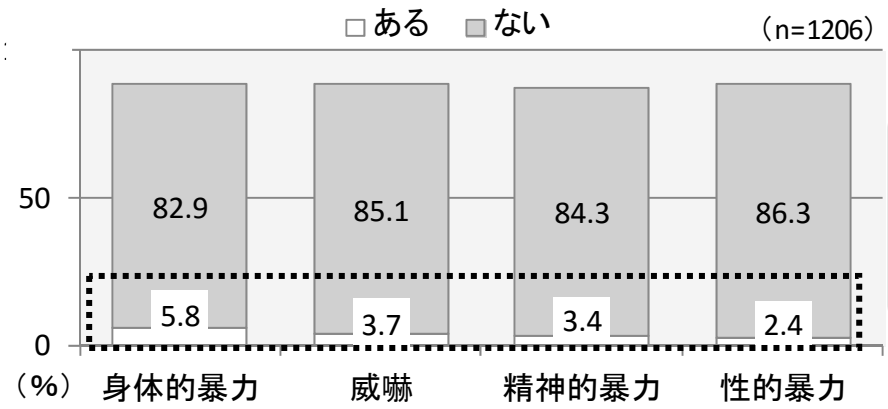


性別では、「されたことがある」との項目については、女性のほうが男性よりも数倍高い傾向がみられました。

※ここでの、「身体的暴力」「性的暴力」では具体的に以下の項目で設問を設けています。
**身体的暴力**…①殴る・蹴る・平手で打つ/②髪を引っ張る/③突き飛ばす/④物を投げつける/⑤首を絞める/⑥刃物などでおどす/⑦殴るふりをしておどす

**性的暴力**…①避妊に協力しない/②性行為の強要/③ポルノビデオ等を無理やり見せる/④リベンジポルノ/⑤中絶の強要

## （３）配偶者や恋人からの暴力被害についての相談について

一度でも暴力を受けたことがあると回答した方にお聞きします。あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○は１つ）

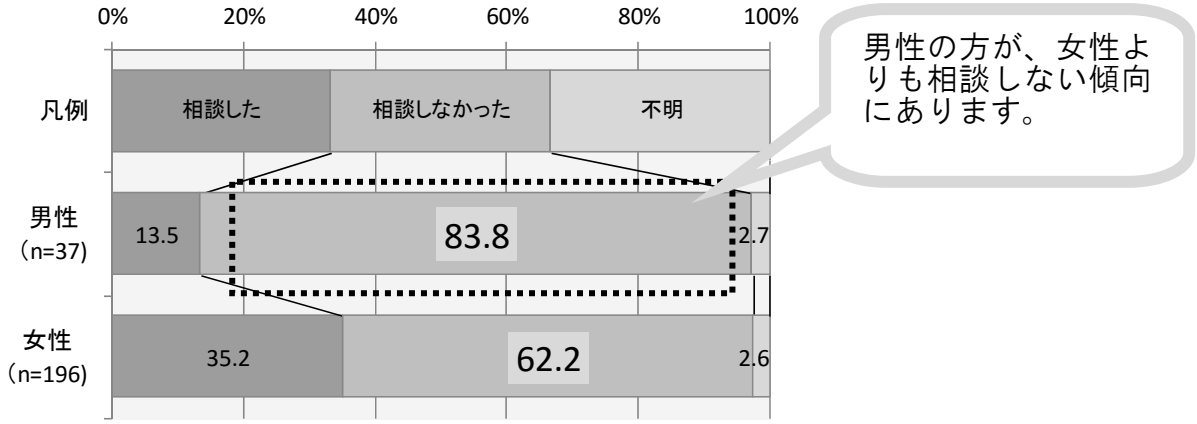


## （４）配偶者や恋人からの暴力を防止するために必要なことについて

配偶者や恋人間（こいびとかん）の暴力を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

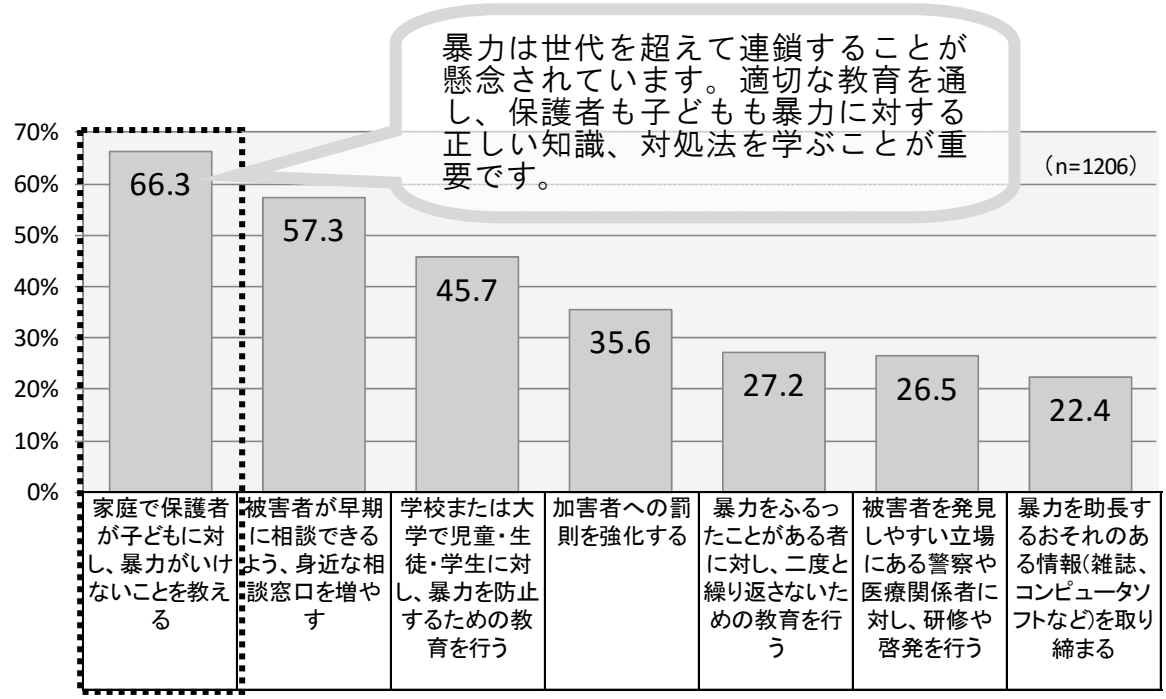


ＤＶ被害や人権侵害の実態についても、その多くが潜在化しています。ＤＶ被害は他の人権被害に比べて相談されにくく、今後、相談窓口の周知や家庭及び学校における教育の必要性が高くなっています。加えて再発防止のための加害者側の支援や取組も忘れてはならないことです。

## ５．人権について（セクハラ・ストーカー・性的被害の経験について）

### （１）人権侵害の経験（セクハラ・ストーカー・性的被害）について

これまでに次のような行為を職場の上司･同僚、学校やサークルなどの指導者･関係者、近所や地域などで付き合いのある人にしたり、されたりしたことはありますか。相手について、異性および同性に関係なくお答えください。（各項目ごとに○は１つ）

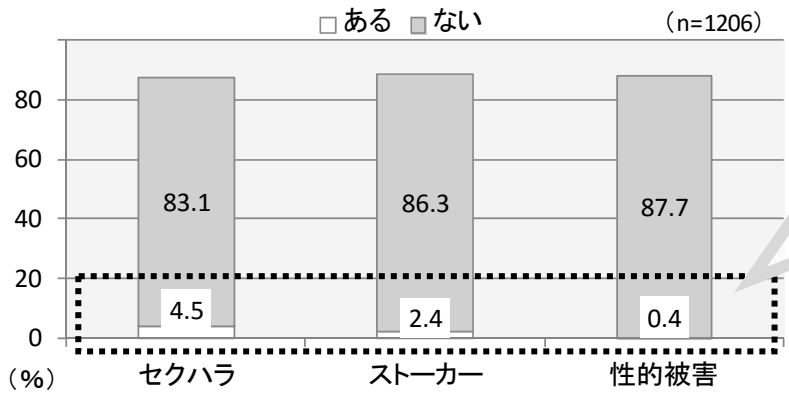


「されたことがある」との回答は、男性よりも女性の方が回答割合が高い傾向があります。

### （２）人権侵害の経験（セクハラ・ストーカー・性的被害）についての相談について

一度でも人権侵害をされたことがあると回答した方にお聞きします。あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○は１つ）

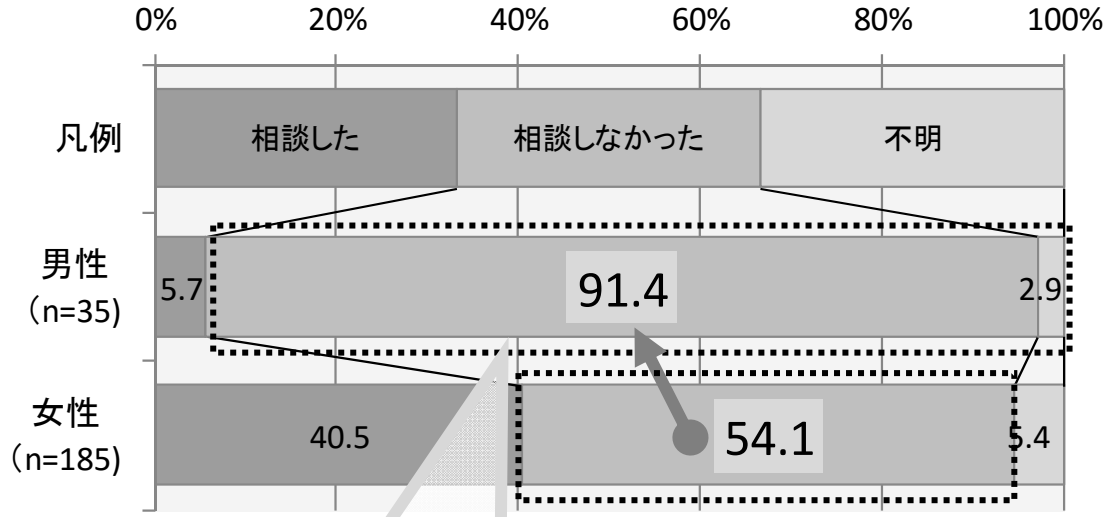


男性の「相談しなかった」との回答は、女性よりも約４割も高くなっています。

## （3）メディア上での固定的性別役割分担の表現について

テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアでの、「男は仕事、女は家庭」などの固定的性別役割分担の表現や暴力、性の表現について、あなたはどのようにお考えですか。（複数回答）

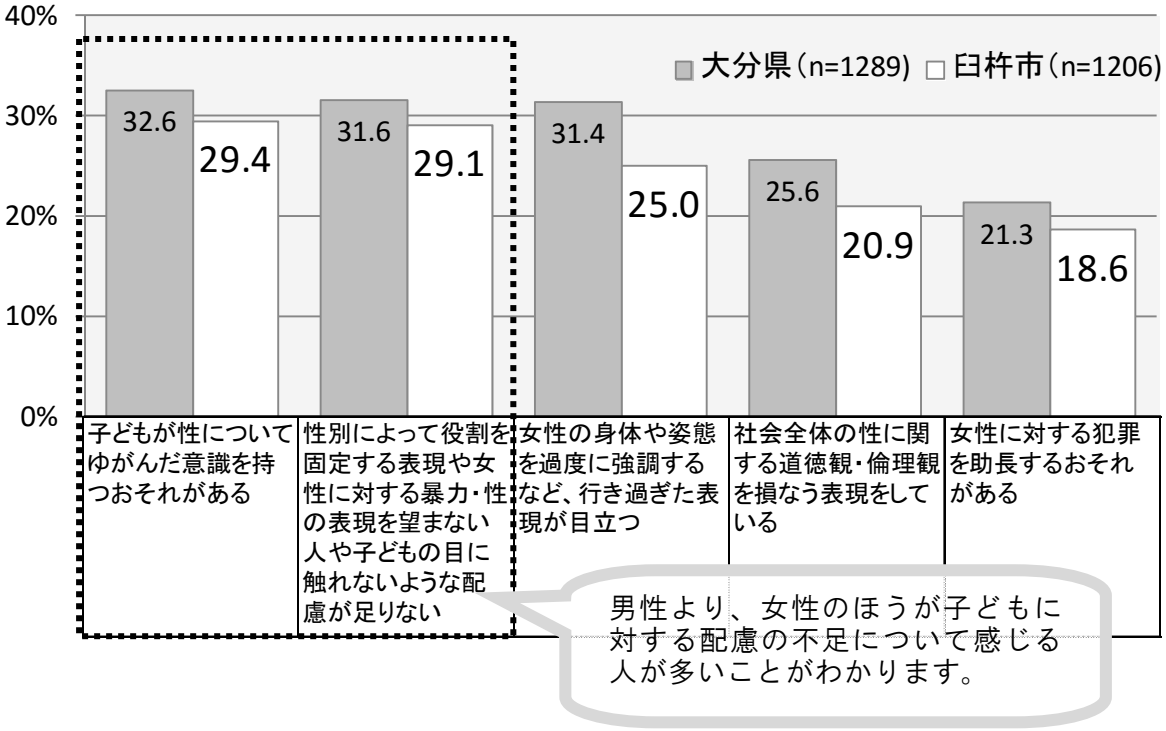


近年は様々な媒体が発達し、子どもたちも多くの情報に触れる機会が多くなっています。

メディアからの影響を最小限にとどめるためにも、保護者を含め、メディアから発信される偏った情報の影響をできるだけ受けないよう、主体的に情報を読み解く力をつけていく必要性があります。

### （3）セクハラ・ストーカー・性的被害等を防止するために必要なことについて

セクハラ・ストーカー・性的被害等を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

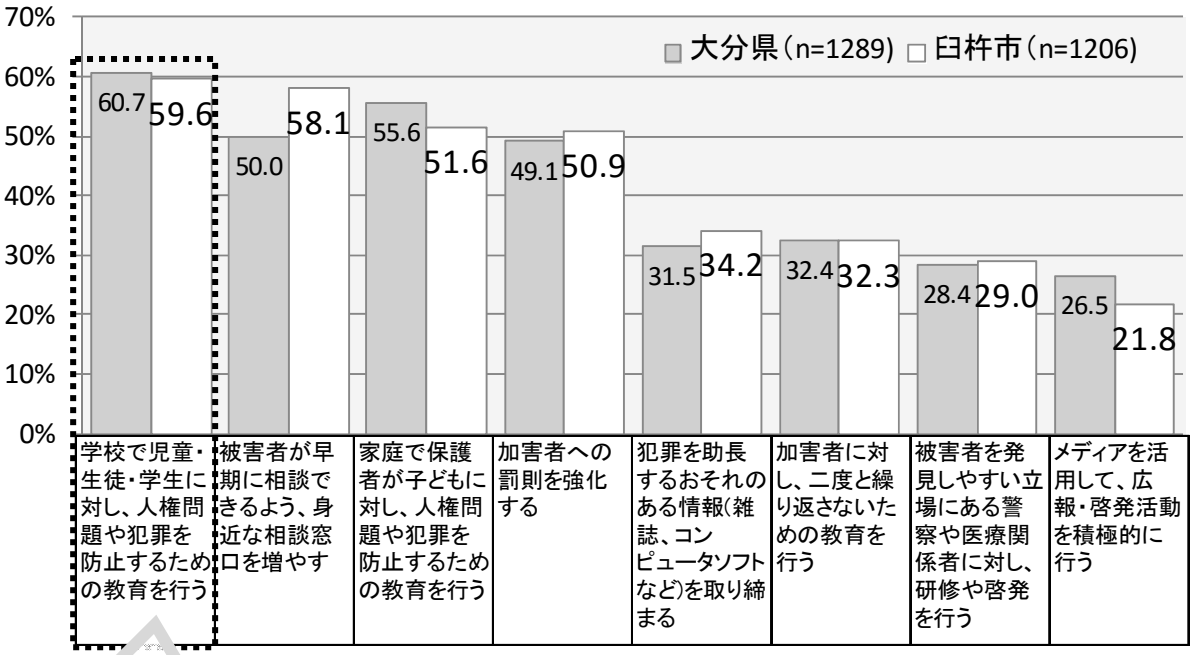


「学校教育が必要」という回答が最も多くなっています。

大分県調査と比較すると「相談窓口の充実」の必要度が高く、支援機関の情報提供などが求められています。

## 6．男女共同参画社会の実現とDV防止について

### （1）男女共同参画に関する言葉の認知度について

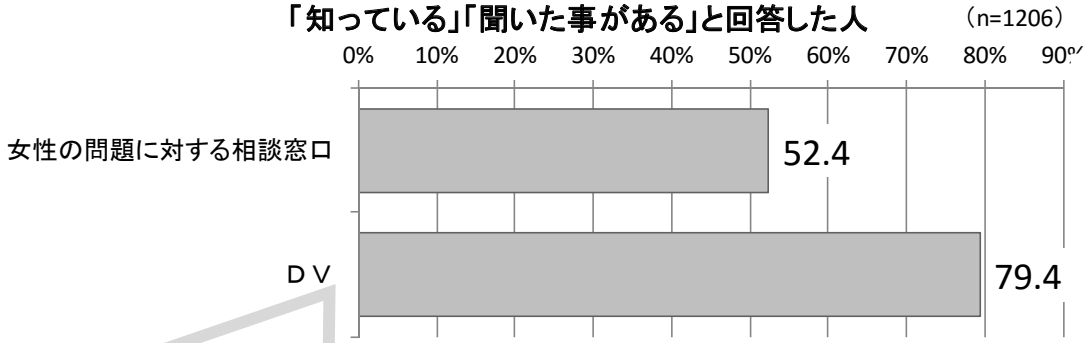


「ＤＶ」の認知度は高いですが、「女性の問題に対する窓口」の認知度は低くなっています。
今後、相談窓口の周知に向けた取組の強化が必要です。

## （２）女性の活躍推進が進まない理由について

女性の社会進出が進んでいますが、議員、審議会委員や役員・管理職などの指導的地位や、自治会などに占める女性の割合はまだ低いのが現状です。女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（○は１つ）

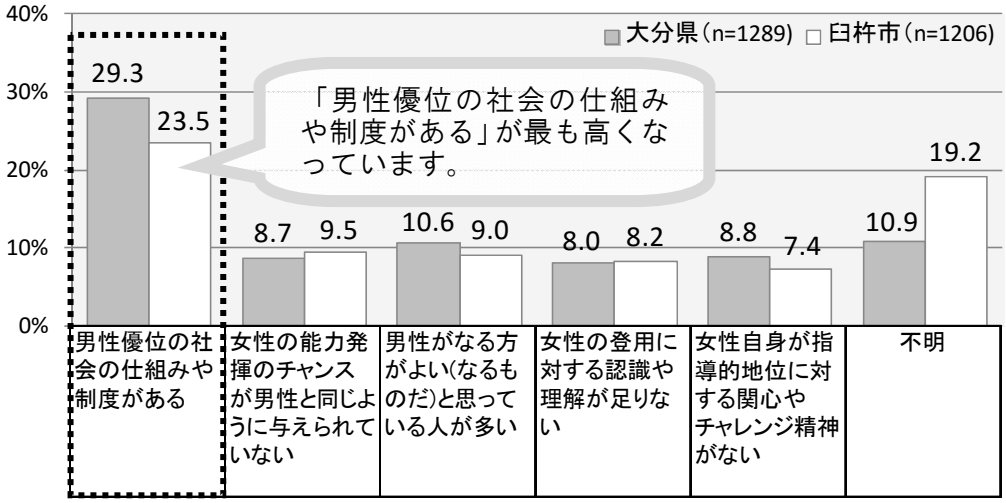


女性では「「女はでしゃばるものではない」という社会通念がある」という回答が男性より高く、男性では「女性自身が指導的地位に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答が女性より高い傾向にあるため、性別による意識の差が表れていることがわかります。

## （２）男女共同参画社会の実現に向けて、今後臼杵市が力をいれていくべきことについて

男女共同参画社会の実現に向けて、臼杵市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（○は３つまで）

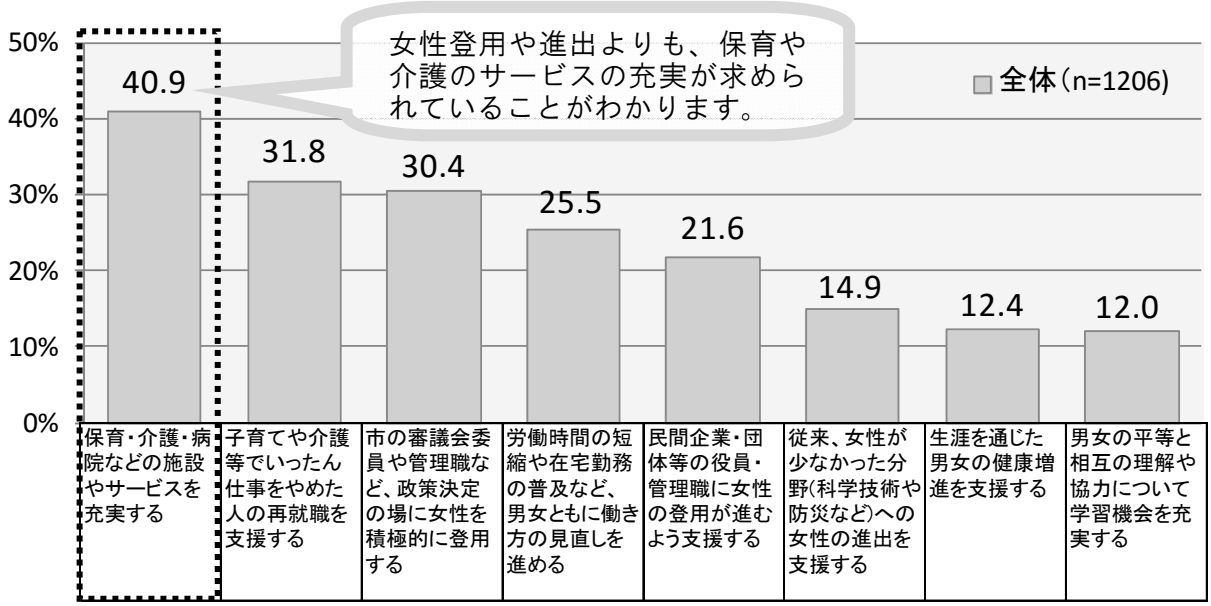


男性よりも女性のほうが、家庭面での支援や働き方の見直しを求める傾向があります。

## 女性に対する問題（暴力など）相談窓口

**0972－63－1111（内1612）**

**同和人権対策課 同和人権対策・男女共同参画推進グループ**

相手との関係を「つらい」「なにかおかしい」と感じていませんか？
夫やパートナーからの暴言や暴力、セクハラやストーカー問題等、
あなたやあなたの親しい人が抱えている悩みについて、安心して
ご相談ください。（相談無料、秘密厳守）

臼杵市役所　同和人権対策課
同和人権対策・男女共同参画推進グループ

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
TEL：63-1111　FAX：63-1517